**令和８年度**

**国の施策並びに予算に関する提案・要望**

**（府民文化関連）**

**令和７年７月**

**大　　阪　　府**

**令和８年度国の施策並びに予算に関する提案・要望**

**（府民文化関連）**

日頃から、大阪府府民文化行政の推進につきまして、格別のご高配とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

現在開催中の2025年大阪・関西万博には、開幕から2ヶ月半で来場者数が1,000万人を超えるなど連日多くの方にお越しいただいており、万博後も大阪をさらに成長させていくためには、大阪の強みである文化芸術・スポーツ・エンタメ等の多彩な都市魅力をさらに磨き上げて発信し、世界から大阪・関西へより一層人を呼び込むための取組みを進める必要があります。

また、誰もが暮らしやすい大阪を実現するためには、コロナ禍においてニーズが顕在化した、困難や課題を抱える女性への相談・支援のほか、ますます増加する在住外国人の受入環境整備や、デジタル化の急速な進展等により多様なリスクに晒されている消費者等への対応の強化にも取り組まなくてはなりません。

さらに、行政手続きのデジタル化の一環として導入された、旅券の電子申請サービスが、府民にとってより利便性の高いサービスとなるよう改善を図っていく必要があります。

これらの施策の推進にあたっては、地域の実情にあった事業を適切かつ効果的に展開できるよう、必要な措置と財源を確保していただくことが重要です。

令和８年度の国家予算編成に当たりましては、本府の府民文化分野における課題解決に向けた取組みについて十分ご理解いただき、要望事項の具体化、実現のため、格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

**令和７年７月**

**大阪府知事　　　吉 村　洋 文１　万博を契機とした大阪の成長・飛躍に向けた取組みの推進**

**【内閣官房、内閣府、スポーツ庁、文化庁、観光庁】・・・・・・・ 　 １**

**（１）文化芸術活動の活性化や文化芸術の魅力発信に向けた支援について**

**（２）スポーツ関連予算の確保及び補助金の創設等について**

**（３）さらなる誘客促進に伴う課題解決のための支援について**

**２　女性のための相談・支援体制の充実、強化【内閣府】・・・・・・・・ ３**

**３　外国人受入環境整備のための支援【法務省】・・・・・・・・・・・・・　 ３**

**４　安全・安心な消費生活の実現【消費者庁】・・・・・・・・・・・・・・　 ４**

**（１）交付金制度の柔軟な運用等について**

**（２）消費生活相談のデジタル化に関する支援について**

**５　旅券発給業務にかかる制度・システムの改善等**

**【デジタル庁、総務省、法務省、外務省】・・・・・・・・・・・　 ５**

**１　万博を契機とした大阪の成長・飛躍に向けた取組みの推進**

国家プロジェクトである万博の開催を大きな契機として、大阪の強みである、食、歴史、文化芸術、スポーツなどの多彩な観光資源を、国内外へ広く発信している。万博閉幕後も、万博を通して高まった大阪への関心を活かし、世界から大阪へ、さらには全国への誘客を図り、文化芸術・スポーツ等の魅力や観光資源を大阪の持続的な成長・飛躍につなげられるよう、以下のとおり要望する。

（１）文化芸術活動の活性化や文化芸術の魅力発信に向けた支援について

大阪府では、万博を契機とした国内外からの多くの来阪者に、大阪の文化芸術を楽しんでいただくことを目的に、「日本博2.0」等を活用し、上方伝統芸能やアートなど大阪の多彩で豊かな文化芸術や地域の文化資源を磨き上げ、様々な文化芸術プログラムの実施によって魅力を発信するとともに、プログラムの多言語化など環境整備を進めることで、府内の文化芸術施設・団体等がインバウンドの受入ができるよう取り組んできたところ。

大阪の文化芸術活動の持続的な発展のためには、これまで培ってきた文化振興の取組を、万博のレガシーとして継承・発展させるとともに、大阪が誇る文化芸術の更なる活性化や魅力発信、アーティスト等の活躍機会の拡充、国内外の芸術家等の交流や新たな創造の促進、地域の文化資源の磨き上げを加速させる必要がある。さらに、文化芸術の創り手と受け手をつなぐアートマネジメント人材の育成を通じ、文化芸術の発展を支える基盤を強化することが求められる。このため、文化庁として、自治体が実施する文化振興の取組への継続的な支援を行うとともに、国の補助事業の拡充や「日本博2.0」の後継事業の新規創設など、地域の実情に応じた十分な財源措置を行うこと。

（２）スポーツ関連予算の確保及び補助金の創設等について

スポーツは、心身の健康増進に加え、人々の心を動かす力や楽しさを有しており、人とまちの活性化にもつながるものである。このようなスポーツの魅力に触れ、楽しむことのできる多様な機会を創出することは、万博のテーマである「いのち輝く未来社会のデザイン」に合致するものである。

大阪府では、こうしたスポーツの価値を踏まえ、在阪スポーツチーム・関係団体を構成員とする「大阪スポーツコミッション」を活かしたスポーツツーリズムの推進を図るとともに、スポーツを楽しむ機会の提供を通じた生涯スポーツの振興による地域活性化に取り組んでいるところである。地方自治体が実施するスポーツ振興施策に向けた取組みを一層進めていくため、地方自治体への補助制度を拡充するなど、必要な財源措置を講じること。

さらに、ワールドマスターズゲームズ2027関西大会等に向け、生涯スポーツへの関心や熱意を高めながら、国と地方、民間等の様々な主体が連携・協力し、スポーツ関連施策を推進していくことができるよう、安定的なスポーツ関連予算の確保及び拡充を図ること。

（３）さらなる誘客促進に伴う課題解決のための支援について

万博閉幕後においても、インバウンドをはじめ、国内外からのさらなる誘客促進により観光需要の活性化を図るとともに、これまで以上に質の向上も重視した観光へと転換していく必要がある。

一方で、全国各地でオーバーツーリズムによる地域住民の生活環境の悪化等が問題となっていることから、観光客が集中する地域における、ごみの投棄やトイレ不足をはじめとする諸課題の未然防止に向け、地方自治体が実施する取組みに対して、十分な財源措置を行うこと。

**２　女性のための相談・支援体制の充実、強化**

コロナ禍において顕在化した、雇用、所得への影響、生活不安やストレスを背景とした配偶者等からの暴力などの諸課題については、特に女性への深刻な影響が長期化しており、困難や課題を抱える女性に寄り添った支援の充実・強化が引き続き求められている。

このような状況を受け、国においては、「地域女性活躍推進交付金」を用いて、孤独・孤立で困難や不安を抱える女性が、社会との絆・つながりを回復することができるよう、相談支援等に取り組まれているところ。

大阪府においても、困難・課題を抱える女性に対し、事前予約なしで利用できる相談室の設置をはじめ、同じ悩みを抱える人同士の交流の場づくりや民間企業等と連携した生活用品等の提供等に取り組むとともに、ＳＮＳを活用した相談等を実施してきた。また、令和５年度から、より多くの困難や課題を抱える女性をこのような支援につなげるため、府内市町村と連携した取組みを進めているところ。

こうした困難や課題を抱える女性に対する支援をより一層充実させていくため、地方自治体が取り組む相談・支援体制の機能充実・強化等に対し、財源措置を拡充すること。

**３　外国人受入環境整備のための支援**

近年の在住外国人の増加に伴い、相談内容も多様化かつ複雑化する中、広域自治体の国際化協会にあっては、高度な相談への対応や人材育成により、地域における外国人相談対応力向上の役割が求められている。地方公共団体の相談窓口の設置・運営にあたっては外国人受入環境整備交付金が措置されているところだが、相談対応ニーズが全国的に高まる一方で、交付金予算は拡充されておらず、本府への交付額は２年連続で減額となった。これにより、外国人の安全・安心の確保のために国際化協会が運営する外国人相談対応を縮小せざるを得ない状況に陥っている。

ついては、多様化する外国人のニーズに応え、外国人相談窓口の安定した運営を確保するため、国において十分な財源措置を講じること。

**４　安全・安心な消費生活の実現**

デジタル化の急速な進展や成年年齢の引き下げなどにより、消費者被害が多様化する中、大阪府では、各世代に応じた消費者教育の推進だけではなく、悪質商法に対する各種啓発等について、府内市町村と連携して取り組んでいるところ。

消費者を取り巻く状況の変化により生じる新たな事象や課題に対応し、府民生活のさらなる安全・安心を確保するため、以下のとおり要望する。

（１）交付金制度の柔軟な運用等について

地方消費者行政強化交付金（以下、「交付金」という。）の推進事業について、令和７年度末ですべての交付金の活用年限が到来し、代替となる支援制度もないため、管内市町村の相談員に係る人件費の確保が困難となるほか、消費者教育・啓発事業を縮小せざるを得ないおそれがある。

また、消費者を取り巻く状況の変化により生じる新たな事象や課題への対応が求められているが、現行制度では、新たな事業は推進事業としての実施が認められておらず、交付金の対象となっていない。

ついては、交付金の推進事業について、活用年限が到来したものや新規事業を交付金の活用対象と認めるなど、地方消費者行政を安定的かつ恒久的に推進できるよう、制度の柔軟な運用を図るとともに必要な財源を確保すること。

さらに、強化事業についても、要件を緩和するとともに、補助率の嵩上げ、事業メニューの拡充など活用しやすい制度への改善を図ること。

（２）消費生活相談のデジタル化に関する支援について

現在、国において、全国消費生活情報ネットワークシステム（以下、「PIO-NET」という。）の更新等に向けた準備が進められているが、令和８年９月より本格稼働開始予定の新たなPIO-NETの利用には、自治体にて、国が推奨する水準のセキュリティ対策が必要となっている。

ついては、PIO-NETの更新にあたって、セキュリティ対策をはじめ、経常的な経費の発生により自治体の費用負担の増加につながることがないよう、国の責任において十分な財源措置を行うこと。

**５　旅券発給業務にかかる制度・システムの改善等**

旅券発給業務においては、申請者の利便性向上等を目的とした行政手続きのデジタル化の一環として、旅券の電子申請サービスを導入しているところ。

電子申請サービスの導入により、要件を満たさない申請や重複申請を受け付けてしまうなどの課題が顕在化したことから、申請者の利便性や旅券事務所の業務効率化等のためにも、早急に制度・システムの改善が必要となっている。

また、外務省領事システムと戸籍情報システムとの連携などが導入された令和７年３月24日以降、全国的に電子申請件数が急増しているが、審査用端末機の不足や、システム連携時におけるレスポンスの遅延などの問題が生じている。今後のさらなる電子申請件数増加に備えて、国において制度・システムの改善をはじめとする必要な措置を継続的に行うこと。